



平成 29 年 10 月 20 日

各 位

会社名 株式会社京三製作所
代表者名 代表取締役 社長執行役員 戸子台 努
(コード番号 6742 東証第一部)
問合せ先 総務部長 玉木 敏弥
(TEL. 045 - 503 - 8100)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 20 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の予定日

平成30年4月1日（日）

(参考) 平成30年4月1日をもって東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変更後の定款案
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 （新設）	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>（附則）</u> <u>第1条 第7条の変更は、平成30年4月1日</u> <u>日から効力を発生するものとする。</u> <u>第2条 前条および本条は効力発生日をも</u> <u>ってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成30年4月1日（日）

以上